

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

市立学校東地区樹木手入等業務委託 仕様書

市立学校東地区樹木手入等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、市立学校内の樹木管理において、用務員等学校職員の作業困難な高木剪定等を行なうことにより、良好な教育環境を整えるものである。
2	履行期間	契約日から令和6年1月31日まで
3	施行場所	市立走水小学校ほか17校
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	特になし
8	契約方法	単価契約
9	支払方法	本件は、 支払いを2期に分け 、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に税率相当額を加算（円未満の端数切捨）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 · 非対象
11	現場代理人の配置	必要 · 不要
12	その他事項	・業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和5年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 ・その他この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	教育委員会教育総務部学校管理課 中川 046-822-8476

内 訳 書

(税抜)

種 別		細 別	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1 樹木管理	①	常緑樹基本剪定 幹周 30~59cm	本	440	5,000	
		常緑樹軽剪定 幹周 15~29cm	本	230	2,500	
	②	生垣手入(手刈り) 樹高 0.75m未満	m	115	250	
		生垣手入(機械刈り) 樹高 0.75m未満	m	280	200	
	③	藤刈込み(棚部)	m ²	45	300	
	④	立木伐採(枯損木処理) 人力・機械 幹周20~29cm	本	600	1,500	
2 法面除草	①	人力除草	m ²	1,502	200	
	②	機械除草 肩掛け式	m ²	10,605	100	
3 急傾斜地樹林管理	①	枝落とし 胸高直径11cm~20cm	本	17	5,000	
	②	伐倒 胸高直径11cm~20cm	本	17	7,500	
	③	笹伐採 樹高 2.5m以下	m ²	305	300	
	④	竹伐採 樹高 2.5mを超えるもの	m ²	135	700	
	⑤	除伐・つる切り	m ²	65	100	
4 点検調査等	①	巡視点検	一式	一式	130,300	
	②	カラス巣調査	箇所	3	15,000	
		カラス巣調査・撤去	箇所	3	25,000	

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

※契約単価欄は、契約者が記入すること

※幹周は原則として地際より1.2m上がりの位置を測定すること

予定数量内訳

種別	細別	単位	小学校	中学校	高校	合計
1 樹木管理	① 常緑樹基本剪定 幹周 30~59cm	本	300	110	30	440
	常緑樹軽剪定 幹周 15~29cm	本	130	80	20	230
	② 生垣手入(手刈り) 樹高 0.75m未満	m	80	30	5	115
		m	150	100	30	280
	③ 藤刈込み(棚部)	m ²	30	10	5	45
2 法面除草	④ 立木伐採(枯損木処理) 人力・機械 幹周20~29cm	本	290	280	30	600
	① 人力除草	m ²	1,100	400	2	1,502
	② 機械除草 肩掛け式	m ²	9,000	1,600	5	10,605
3 急傾斜地樹林管理	① 枝落とし 胸高直径11cm~20cm	本	10	5	2	17
	② 伐倒 胸高直径11cm~20cm	本	10	5	2	17
	③ 笹伐採 樹高 2.5m以下	m ²	200	100	5	305
	④ 竹伐採 樹高 2.5mを超えるもの	m ²	80	50	5	135
	⑤ 除伐・つる切り	m ²	30	30	5	65
4 点検調査等	① 巡視点検	一式	—	—	—	一式
	② カラス巣調査	箇所	2	1	0	3
		箇所	2	1	0	3

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

業務仕様書

1. 業務目的 本業務は、市立学校内の樹木管理において、用務員等学校職員の作業困難な高木剪定等を行なうことにより、良好な教育環境を整えるものである。
2. 履行場所 市立走水小学校ほか17校（別紙「学校一覧（東地区）」のとおり）
3. 履行期間 契約日から令和6年1月31日まで

4. 委託料の支払い

支払いは2期に分け、下表に従い各期の出来高払いとし、業務終了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

区分	実施期間
第1期	契約日～令和5年9月末日
第2期	令和5年10月～令和6年1月末日

5. 一般事項

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、市監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。本件以外の受託業務等の都合により、本業務の履行に支障のないよう人員・機材等を準備すること。
- (2) 特に、市民要望や倒木等の緊急を要する業務内容は、市監督員からの指示後、速やかに作業を着手すること。（原則として、市民要望は7日以内とし、緊急を要する倒木処理は24時間以内とする）
- (3) 監督員の指示は、原則として作業指示書により行う。受託者は作業指示書に記載の作業内容・履行期限を遵守すること。ただし、緊急を要する作業や作業指示書に記載がない具体的な事項については、口頭により指示する。近隣住民や学校より作業の要望があった場合は、監督員に速やかに報告すること。学校での現場確認や作業の際に、学校施設や隣接地・道路へ被害を及ぼす恐れがあり緊急に対応が必要な樹木を発見した場合は、速やかに監督員と校長に報告し、指示を受けること。
- (4) 作業時にあたっては、児童生徒等学校利用者、近隣住民等の安全に充分注意し、怪我、損傷やその他の事故が生じた場合には受託者の責任において処置すると共に、併せて、事故等の状況を速やかに市監督員に報告すること。
- (5) また、学校内外の施設にも配慮し、その機能及び利用等に支障が来る恐れのない様十分注意し、万全の策を講ずること。また、施設に損傷

- を及ぼす事故等が発生した場合は、受託者の責任において原状復旧を行うと共に、併せて、事故等の状況を速やかに市監督員に報告すること。
- (6) 原則としてグラウンド内への作業車の進入は不可とする。
- (7) 作業前に必ず学校と連絡を取り、作業日程が決定し次第、速やかに監督員に報告し、作業終了後も速やかに報告を行うこと。また、学校の施行希望時期と異なる日程に施行する場合は、事前に事業者が学校と協議し施行時期を調整すること。
- (8) 契約後は各学校からの要望調査書に基づき現場確認を行い、速やかに年間の施行計画書と学校ごとの概算見積を提出すること。
- (9) 每月定められた期日までに施行計画書の進捗状況について月次報告書により報告すること。また、施行計画書や概算見積を変更する際には監督員の承諾を得ること。この他にも監督員より全体の進捗や概算額について報告を求められた場合は、速やかに資料等を提出すること。
- (10) 完了届を提出する際に、業務内訳書・樹木等位置図・作業写真（全景・着手前・作業中・完了）を添付すること。
- (11) 本業務には、業務に必要な作業区域内における伐採・剪定等時の養生、発生物の収集、片付け、運搬、処分、清掃、機材・車両（高所作業車等）、学校との連絡や近隣への通知、現場確認にかかる一切の費用、諸経費等が含まれる。
- (12) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議を行い委託者の指示に従うこと。

6. 業務内容

業務内容
1) 樹木管理
①高木剪定 基本剪定（常緑樹手入：幹周30cm～59cm） 軽剪定（常緑樹手入：幹周15cm～29cm）
②生垣手入 手刈り（樹高0.75m未満） 機械刈り（樹高0.75m未満）
③フジ手入 棚部剪定
④立木伐採（人力またはチェーンソー刈り 幹周20cm～29cm） 枯損木処理・倒木処理を含む
2) 法面除草
①人力除草 ②機械除草（肩掛け式）
3) 急傾斜地樹林管理
①枝落とし（吊るし切り 胸高直径11cm～20cm）

②伐倒（吊るし切り 胸高直径11cm～20cm）

③笹伐採（樹高2.5m以下）

④竹伐採（樹高2.5mを超えるもの）

⑤除伐・つる切り

4) 点検・調査等

①巡視点検

②カラス巣調査

カラス巣調査

カラス巣調査・撤去

7. 業務仕様

（1）樹木管理

① 高木剪定は、基本剪定と軽剪定とし、その方法は次のとおりとする。

作業を依頼する樹木が学校用務員の施行できない高木・法地の樹木で、大半の樹高が10m超であり、20m超の樹木もあることを留意すること。

(ア) 基本剪定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、密生した枝や不必要的枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

なお、特に市監督員より指示がない場合には、切詰め、切返し、枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこととする。

(イ) 軽剪定は、樹冠の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。

(ウ) 高木剪定の基本剪定は、常緑樹の幹周（30～59cm）を基準とし、軽剪定は、常緑樹の幹周（15～29cm）を基準とする。

樹種や幹周の異なる場合は別紙「換算表」により精算するものとする。

(エ) 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

(オ) サクラの木の大枝・幹の切除切り口については、防腐剤の塗布を必ず行なうこと。

(カ) 切り取った枝葉は、学校内には放置せずに、速やかに場外へ片付けること。

② 生垣手入については、主にカイヅカイブキ、レッドロビン等の帯状に列植された植栽の天端部分を揃え、一定幅に定め、両面を刈込むこととする。

また、樹高0.75m未満を基準とする。樹高の異なる場合には別紙「換算表」により精算するものとし、植栽の幅が2mを超える場合は、1列を2mとして複数列とみなしあ数量を計算する。

ただし、当該樹木が4mを超える場合、施行方法によっては高木扱いとすることがあるので、必ず監督員へ連絡し、指示を受ける。

- ③ 立木伐採については、幹周20~29cmを基準とし、幹周の異なる場合には、別紙「換算表」により精算するものとする。
- ④ 立木伐採は「機械等により根元付近から立木を切り倒すこと」をいい、主幹を残して太い枝を切り落とす場合や、樹高を大幅に抑える丈詰めは高木剪定となる。

胸高以下で主幹が枝分かれしている場合で、一部の幹を枝分かれした根元付近から伐採することについては伐採幹周の立木伐採とするが、一つの根を持つ樹木において、複数本の株立部分の伐採を行なうことで合計の施行金額が主幹周の立木伐採金額を上回る場合は、主幹周の立木伐採金額とする。

- ⑤ 枯損木や倒木処理は立木伐採の単価とする。倒木処理は倒木で地面から露出した部分の根の撤去処分も含むものとする。ただし、樹上にある小規模な折れ枝・枯れ枝の撤去は軽剪定とし、折れて地面に落下した太い枝の撤去処分は、折れた箇所の幹周の立木伐採とする。
- ⑥ 高所作業車は、高所作業車の使用が必要な、学校管理上支障のある学校敷地内の高木の剪定等を行う場合に使用することとし、車両、運転者、交通誘導員等必要な人件費、回送費、諸経費等は剪定および伐採の単価に含むものとする。また、使用前に学校長の承認を得ること。

なお、運搬処理する際、枝等を散乱させないよう充分に注意すること。

- ⑦ 剪定枝の処分先は、チップ化作業場とする。

(2) 法面除草

- ① ③の学校について、本契約受託者は事前に除草箇所を確認の上、指定期間内に遺漏なく施行すること。
また、③以外の場所についても、除草作業を依頼することがある。
- ② 除草面積については、業務内訳提出時に算定根拠（軽易な求積図など）の添付を要する。
- ③ 除草実行予定学校・実行予定日
 - (ア) 望洋小学校…9月1日から9月末日
 - (イ) 高坂小学校…6月1日から6月末日（1回目）
10月1日から10月末日（2回目）
 - (ウ) 旧上の台中学校…7月20日から8月10日（鴨居公園側）
8月20日から9月10日（階段側）
- ④ 除草については、主に機械除草を適用することとする。
樹木等の障害物が多く機械除草が出来ない場合には、人力除草とする。
- ⑤ ③の除草実行予定学校を含め除草箇所は、大半が学校用務員の実行できない法面上の高所や急斜面である。
- ⑥ 刈取った雑草は、その日の内に処分先の資源化施設又は積替保管施設まで運搬処理すること。

やむなく処理できない場合には、学校の了解を得たうえで学校利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草が飛散しない様シート等で覆っておくこと。

- ⑦ 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材や、投棄ゴミ等が放置されることの無いようにする。

(3) 急傾斜地樹林管理

- ① 枝落とし・伐倒については、原則として傾斜の勾配が30度以上かつ高さが5m以上のがけ地で作業を行う場合に適用し、吊るし切り作業により枝・幹を安全に降下させること。

なお、胸高直径（11cm～20cm）を基準とし、直径の異なる場合には別紙「換算表」により精算すること。

- ② 伐採した枝等の処分先は、チップ化作業場とする。

- ③ 笹・竹伐採は地際で行うものとし、切り口は危険がないように適切な処理を行うこと。

- ④ 除伐・つる切りは幹周10cm未満の実生木やつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐すること。

また、フェンスや樹木等に巻きついたり、枝が垂れ下がっているつる性植物も除去すること。

刈取ったつる等は、速やかに処分先の資源化施設又は積替保管施設まで運搬処理すること。

(4) 点検・調査等

- ① カラス巣調査は、監督員の指示する範囲の樹木に営巣されたカラスの巣の中に卵・ヒナがないかを調査し、卵・ヒナがない巣については速やかに撤去すること。卵・ヒナがいて巣の調査のみを行った場合はカラス巣調査の単価、調査後に巣を撤去した場合は、カラス巣調査・撤去の単価とする。

- ② 巡視点検については、各学校で現場確認等が困難な場所の倒木・枝折れによる民家や道路への被害防止のために行うものである。監督員の指定する範囲の樹林について、学校施設や隣接地・道路へ被害を及ぼす恐れるある木がないか6月および10月に現場での巡回点検を行い、写真等の資料を添え所定の報告書により報告すること。また、強風や大雪など倒木・枝折れが懸念される場合には、隨時現場の確認を行うこと。なお民有地内に立ち入る場合の関係者への通知にかかる費用を含むものとする。

8. その他

(1) 環境配慮推進の取組みについて

本市では、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを享受できる横須賀の実現を目指し、横須賀市環境マネジメントシステム（YES）を構築し、全ての事務・事業における環境配慮の推進に取組んでいるため、受託者においても、このシステムの趣旨を理解のうえ、環境保全活動への配慮をすること。

- (2) 環境保全活動に係る提出資料について
受託者は、廃棄物処理（剪定枝、草等）について、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出すること。
- ① 資源化施設又は積替保管施設の計量票を提出すること。
 - ② チップ化を証明できる書類を提出すること。
- (3) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の契約不適合事項については、受託者の責任により処理すること。
- (4) この内訳表の契約単価で示した種別以外の種別および業務が発生した場合については、協議により決定する。協議が整わない場合は、上記業務を他業者に委託する場合がある。
- (5) 本仕様書の履行場所以外であっても、緊急を要する業務が発生した場合は、協議により委託する場合がある。また本仕様書の履行場所であっても、特定の期間に業務が集中し施行が困難であると監督員が判断した場合や、災害など緊急を要する業務が発生した場合は他業者に委託する場合がある。
- (6) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

換 算 表

1.高木剪定

①基本剪定

常緑樹手入の幹周30cm～59cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹 周	換 算 値		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.70本	0.28本	0.74本
30～ 59cm	基準値	0.54本	1.1本
60～ 89cm	1.6本	1.0本	2.2本
90～ 119cm	2.6本	2.6本	4.7本
120～ 149cm	4.9本	4.9本	10.0本
150～ 179cm	8.3本	8.3本	15.0本
180～ 209cm	12.0本	12.3本	20.0本
210～ 239cm	16.0本	16.6本	25.3本
240～ 269cm	20.3本	21.6本	30.3本
270～ 300cm	25.0本	26.7本	35.4本
301cm以上	37.8本	40.2本	53.0本

②軽剪定

常緑樹手入の幹周15cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹 周	換 算 値		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
15cm未満	0.41本	0.10本	0.21本
15～ 29cm	基準値	0.35本	0.90本
30～ 59cm	1.5本	0.74本	1.7本
60～ 89cm	2.4本	1.6本	3.2本
90～ 119cm	4.1本	4.0本	8.9本
120～ 149cm	7.4本	7.4本	16.4本
150～ 180cm	12.3本	12.4本	24.7本
181cm以上	16.7本	16.7本	33.4本

2.生垣手入

①手刈り

樹高0.75m未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹 高	換 算 値
0.75m未満	基準値
0.75～1.5m未満	2.0m
1.5m～	6.8m

②機械刈り

樹高0.75m未満を基準値とし、下表の換算表により精算する。

樹 高	換 算 値
0.75m未満	基準値
0.75～1.5m未満	2.0m
1.5m～	8.3m

3.立木伐採

①人力刈り

幹周20cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹 周	換 算 値
20cm未満	0.64本
20～ 29cm	基準値
30～ 59cm	3.9本
60～ 89cm	10.0本
90～ 119cm	20.2本
120～ 149cm	30.4本
150～ 199cm	49.8本
200～ 250cm	122.1本
251cm以上	239.0本

②チェーンソー刈り

幹周20cm～29cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

幹 周	換 算 値
20cm未満	0.63本
20～ 29cm	基準値
30～ 59cm	3.8本
60～ 89cm	9.5本
90～ 119cm	18.1本
120～149cm	29.4本
150～ 199cm	47.3本
200～ 250cm	107.0本
251cm以上	214.0本

4.急傾斜地樹林管理

①枝落とし

胸高直径11cm～20cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

直 径	換 算 値
11cm未満	0.61本
11～20cm	基準値
21～30cm	1.5本
31～40cm	2.5本
41～50cm	4.5本
51～60cm	6.7本
61～70cm	10.1本
71～80cm	15.2本
81～90cm	22.8本
91～100cm	34.2本
101cm以上	51.3本

②伐倒

胸高直径11cm～20cmを基準値とし、下表の換算表により精算する。

直 径	換 算 値
11cm未満	0.61本
11～20cm	基準値
21～30cm	1.4本
31～40cm	2.4本
41～50cm	4.4本
51～60cm	6.6本
61～70cm	10.0本
71～80cm	15.0本
81～90cm	22.5本
91～100cm	33.8本
101cm以上	50.7本

学校一覧（東地区）

NO	学校名	電話	ファクシミリ	所在地
1	走水小学校	841-0203	841-0206	走水2丁目2番2号
2	馬堀小学校	841-0234	841-0244	馬堀町4丁目10番1号
3	望洋小学校	835-7766	835-7764	桜が丘1丁目50番1号
4	大塚台小学校	830-5660	830-5661	池田町3丁目1番1号
5	浦賀小学校	841-0028	841-0027	浦賀3丁目8番1号
6	小原台小学校	841-4666	841-4668	小原台3番1号
7	鴨居小学校	841-0140	841-0145	鴨居3丁目1番6号
8	高坂小学校	841-4201	841-4203	西浦賀3丁目1番1号
9	岩戸小学校	848-3460	848-4412	岩戸5丁目20番1号
10	久里浜小学校	835-0424	835-0443	久里浜6丁目6番1号
11	明浜小学校	835-0323	835-0056	久里浜6丁目7番1号
12	馬堀中学校	841-4007	841-4006	馬堀町4丁目10番2号
13	吉井・池田中学校用地	—	—	池田町3丁目1番
14	浦賀中学校	841-0454	841-0966	浦賀3丁目26番1号
15	鴨居中学校	841-0442	841-0556	鴨居3丁目2番2号
16	鴨居中学校 (旧上の台中学校)	—		鴨居2丁目55番15号
17	久里浜中学校	835-0402	835-0441	久里浜2丁目11番1号
18	横須賀総合高等学校	833-4111	833-4555	久里浜6丁目1番1号

吉井・池田中学校用地については学校管理課が、旧上の台中学校(鴨居中学校第2グラウンド等)は鴨居中学校が窓口となる。